

### ◇癒されました♪ 夕暮れコンサート 2011

9月13日(火)午後6時30分より、そよかぜ通りで「ゲバラバンド」によるジャズコンサートが開催されました。



ピアノ担当：櫻井先生（当院内科医師）

入院患者や地域住民、職員など夕暮れ時、癒しの音楽にうっとり♪

### ◇出前健康講座 《松田運動指導士と共に フィットネス体操》

総合センターで出前健康講座を開催しました。智頭町連合婦人会の皆さんが、5本指ソックスにペットボトル・タオル持参で、運動指導士と一緒に楽しくいい汗を流しました。



エアロビ タオル体操  
超人気!!

### ◇ほのぼのの緑の募金箱《花いっぱい運動》

「ほのぼの」では《花いっぱい運動》を展開中です。総合受付窓口に設置しているほのぼのの緑の募金箱には、患者さまや住民の皆さまから温かい募金を頂き、環境美化に役立っています。

10月下旬、デイケア前の花壇にパンジーやピオラを植えました。随時プランターに植え、玄関・病棟等に置いていきます。春には「ほのぼの」が花いっぱいになるでしょう。

また、老健ほのぼのでは、テラスに季節の花や野菜を飾っています。



### ◇ほのぼののフェスタ『小中学生病院体験見学会』

～手術室、薬局、検査室、楽しみながら見学！～

手術室には  
いろんな機器が  
あるんだな



10月2日(日)

小中学生に病院の仕事に興味と親しみを持ってもらうことを目的として毎年『病院体験見学会』を行っています。

病院へ来てても普段なかなか入ることのできない手術室など見学しました。調剤体験・超音波検査を体験し、看護師・薬剤師・臨床検査技師がどんな仕事をしているのか、話を聞きました。

◎手術室は手術の道具、影ができないようになっていて照明などいろいろ見ることができました。  
◎薬剤科では、自分で薬をつくらせてよかったです。検査室では、いろいろな機器を見る事ができてよかったです。今日のことを友達や、家族に話したいと思います。  
◎病院は多くの人が働いていて、たくさんの人を助けてくれているということがよく分かりました。  
(アンケートより一部抜粋)

お知らせ

◆インフルエンザ予防接種の接種期間は12月28日までです

【問合せ先】経営課(☎75-3212)(完全予約制)

◆年末年始(12/29～1/3)は休診です

1月4日(水)から通常どおり外来診療します

## 今月4日から10日は… 人権週間



国際連合は、1948年(昭和23年)12月10日の第3回総会で、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の標準として、世界人権宣言を採択しました。また、1950年(昭和25年)12月4日の第5回総会においては、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と定め、すべての加盟国及び関係機関が、この日を祝賀する日として、人権活動を推進するための諸行事を行うよう、要請する決議を採択しました。

日本では法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、1949年(昭和24年)から、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日

から同月10日まで)を、「人権週間」と定めました。この期間中、各関係機関及び団体の協力のもと、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけることも、人権尊重思想の普及・高揚を図るため、全国各地においてシンポジウムや講演会、座談会、映画会等を開催するほか、テレビ・ラジオなど各種のメディアを利用した集中的な啓発活動を行っています。(法務省HPから抜粋)

右ポスターは昨年度版



世の中にまだ「男女共同参画」や「イクメン」という言葉が浸透していない頃から、「家事・育児」をはじめとした夫婦間の役割分担を考え実践してきた経験を話し、男女共同参画とは性別ではなく、「人(個)」として見ることで、すべての人を尊重する考え方であることを話しました。



第2回人権・部落解放講座を開催しました!!  
第2回智頭町人権・部落解放講座を10月11日(火)に開催し、約60人が参加しました。  
講師にNPO法人KIRALI代表理事の福井正樹さんを招き、「家庭・職場・地域における男女共同参画について」という演題で、約1時間30分の講演をしていただきました。



また、世界的に見ても日本は女性の社会参画率が低いことや、男性の家事・育児への参画率が低いことなど様々なお話をされ、参加者は熱心に聞いていました。  
男女共同参画の考え方の中には「ワーク・ライフ・バランス」というものがあります。これは、仕事と私生活を上手に両立すること、職場・社会で男女が平等に活躍でき、また仕事や家事・育児を夫婦等で共有することで現代人が多く抱えているストレスも軽減できます。  
皆さんも家庭・地域・職場で「男女共同参画」について考えてみましょう。

問合せ先 役場総務課 人権同和政策室 萩原・岸本 ☎75-4115